

建設発生土の受入地募集要項

1. 募集の趣旨

竹田土木事務所では、これまで、公共工事で発生する建設発生土（以下、「建設発生土」という）は他の公共事業に流用するなど、できる限り有効活用を図ってきました。

しかし、近年の豪雨災害による国土強じん化計画により、河川内の土砂撤去工事等多くの建設発生土が生じていることから、その有効利用を図るため受入地を募集します。

2. 応募要件

(1) 応募可能な方

窪地の埋立てや低地の嵩上げ等をお考えの方で、建設発生土の受入を希望し、竹田市内で「(2) 受入地の要件」に該当する土地を所有されている個人・法人。

なお、次のア・イのいずれかに該当する方は応募できません。

ア 暴力団その他反社会的勢力に属する者又はそれらと直接的あるいは間接的に関係を有していると認められる者。

イ その他、竹田土木事務所が、建設発生土の受入地とすることがふさわしくないと判断する者。

(2) 受入地の要件

次のア～ウのすべてに該当すること。

ア 受入地の面積が3,000m²未満であり、かつ、500m³以上の建設発生土を受入れ可能であること。

イ ダンプトラック（10t車以上）による搬入が可能あること。

ウ 埋立て（盛土）等を行うことができ、法令上、関係手続きが完了または今後必要な関係手続きが完了する見込みがある土地であること。

3. 募集期間及び応募書類

(1) 募集期間

令和5年5月1日 ～ 当分の間

※事前予告なく中止することがあります。

(2) 応募書類

次の書類を竹田土木事務所に持参してください。

① 建設発生土「受入申込書」

② 誓約書

③ 申請者が個人の場合は本人確認ができるもの。（運転免許証の写し等）*代理人申請の場合、委任状および受任者の確認ができるもの。

④ 埋立て等に関する許可証等の写し（関係法令の諸手続きが完了している場合

⑤ 位置図（土地の所在地及び搬入路が判るもの）

4. 応募後の確認等

応募頂いた土地については、書類審査及びヒアリング等にて運搬距離・土地の形状・周辺の状況・関係法令等について調査・確認を行い、建設発生土の搬入が問題なく可能と認められれば受入地の候補とさせていただきます。

なお、現地確認を行う場合には、土地への立入りや土地の範囲の確認などへのご協力をお願いします。

選考の結果については随時、応募者へお知らせします。また、受入地として選定させていただいた場合には、覚書を締結させていただきます。

5. 応募の注意事項

- ① 応募等に関連して要した費用は、応募者の負担となります。また、原則として応募書類については返却しません。
- ② 応募書類については、大分県情報公開条例に基づき、個人情報を除き開示することがあります。
- ③ 受入地の情報については、必要に応じて、竹田市等に情報提供することがありますので、ご了承ください。

6. その他留意事項

- ① 竹田土木事務所が建設発生土の運搬から敷均しまでを行います。
- ② 建設発生土の受入れは無料とし、料金等を請求できません。
- ③ 受入れに際して、擁壁や水路等の設置、搬入後の締固め等が必要な場合は受入者で行っていただきます。
- ④ 建設発生土の受入れを転売等の営利目的で利用することはできません。
- ⑤ **受入地候補となっても建設発生土の搬入を約束するものではありません。**建設発生土の状況により、希望する期間に搬入できない場合があります。
- ⑥ 搬入する建設発生土は、事前に双方立会のもと確認を行います。
- ⑦ 建設発生土は、玉石や礫・砂利等が混入していますので、事前に確認をおねがいします。なお、搬入後の建設発生土の返却等はできません。
- ⑧ 受入地に建設発生土を搬入する工事の受注者に対して、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令」に定める受領書を、搬入完了後速やかに交付していただきます。搬入工事が複数ある場合は、各工事の受注者に受領書を交付していただきます。

7. 問い合わせ先

大分県竹田土木事務所 建設・保全課 企画・道路班

〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2（電話）0974-63-2104